

第 4 次西宮市総合計画 基本構想（原案）

平成 20 年 7 月

西 宮 市

～ 目 次 ～

第 1	総合計画策定の趣旨	1
1	総合計画策定の背景	1
2	前総合計画によるまちづくり	2
第 2	総合計画の役割と目標年次	3
1	総合計画の役割	3
2	目標年次	3
第 3	時代の潮流とまちづくりの主な課題	4
第 4	まちづくりの基本目標	7
1	基本目標	7
2	将来のまちのイメージ	8
第 5	施策の大綱	9
1	いきがい・つながり	9
2	すこやか・はぐくみ	9
3	あんしん・あんぜん	10
4	うるおい・かいてき	10
5	にぎわい・そうぞう	11
第 6	総合計画の実現に向けて ～参画と協働の社会の実現と行政マネジメントの推進～	14
1	参画と協働の社会の実現	14
2	行政マネジメントの推進	15

第1 総合計画策定の趣旨

1 総合計画策定の背景

本市は、昭和38年に「文教住宅都市宣言」を行い、良好な住宅地と恵まれた文化・教育環境などを活かしたまちづくりを進めることを明らかにしました。

この方向に沿って、昭和46年に策定した最初の「総合計画」から、前総合計画に至るまで、本市は“文教住宅都市を基調とする個性的な都市の建設”を基本目標として掲げ、まちづくりを進めてきました。

この間、市民の価値観やニーズが多様化するとともに、少子高齢化の進行やICT社会の到来、地方分権の進展、生活環境の地球規模化や資源循環型社会への移行など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、こうした変化とあいまって低成長が続くなど厳しい経済状況の中で、市が主体となって対応してきた従来の行政運営の手法だけでは限界があり、市民と市の役割分担のあり方を根本的に見直す必要があります。

このような現状や課題を踏まえ、今後のまちづくりを進めていくための指針となる総合計画を策定します。

総合計画の変遷

計画名	年度	都市目標	サブテーマ	計画の柱
西宮市総合計画	昭和46年～60年	文教住宅都市を基調とする個性的な都市づくり	緑とあわせのまちづくりへ	市民生活の向上 教育文化の向上 産業活動の振興 都市環境の整備
改定総合計画	昭和54年～60年			
西宮市新総合計画	昭和61年～平成7年		活力とうるおいのある文教住宅都市をめざして	計画的な市街地の整備 生活環境の向上 生涯福祉の実現 教育的社会の実現 市民文化の育成 都市経済の活性化
基本構想延長	平成7年～10年			
震災復興計画	平成7年～10年			
第3次西宮市総合計画	平成11年～20年	活力と希望に満ちた西宮をめざして	共に生き、共に作るまち 安心して暮らせる、心かようまち 人と文化をはぐくむ生涯学習のまち にぎわいと活力のあるまち 環境にやさしい、うるおいのあるまち 安全でゆとりのある快適なまち	

2 前総合計画によるまちづくり

前総合計画は、“文教住宅都市を基調とする個性的な都市の建設”という都市目標を継承し、産業の活性化や文化性、アメニティのさらなる向上をめざすとともに、震災復興計画を引継ぎ、安全、安心そして希望に満ちた西宮を実現することとしています。

これまで、前総合計画が想定した見込みを上回る厳しい財政状況や予測を超える人口増などの状況の大きな変化がありましたが、こうした変化に適切に対応しつつ、震災からの着実な復興、公共施設のバリアフリー化、都市型観光の振興、子育て支援をはじめとする福祉や教育、文化の充実、環境学習都市の推進、電子自治体の実現など、文教住宅都市としての本市の魅力を一層高める取り組みを進めてきました。

こうしたまちづくりは、市内外の多くの人々の共感と高い評価を受け、わが国が人口減少社会を迎える中で、本市は子育て世代を中心に人口が増加し、平成19年11月1日現在では、震災前の人口を大きく上回り47万7千人を超えています。

また、平成20年4月には中核市に移行し、より魅力ある都市として発展することが期待されています。

しかし、一方で、本市は、今後とも全体としてはゆるやかな人口増が続く中で、一部地域において人口が急増することが見込まれており、こうした動向を充分踏まえてまちづくりを進めていかなければなりません。

また、前総合計画が掲げたまちに賑わいをもたらす産業活動の活性化について、一層の取り組みが必要です。

さらに、市民生活における安全・安心の確保、学習環境の充実、緑の創出や美しいまちなみの形成など文教住宅都市としての特性に磨きをかける取り組みが求められています。

第2 総合計画の役割と目標年次

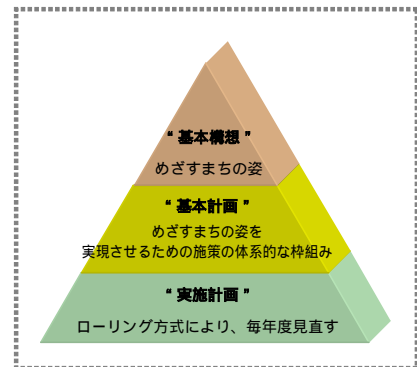
1 総合計画の役割

総合計画は、本市の長期的なまちづくりの基本的方向と、事業、施策を総合的、体系的に示し、市政の指針となるものであり、同時に市民、事業者の諸活動を望ましい方向へと導くものです。

また、ここに掲げる方向は、国や県が策定する上位・広域計画において配慮、尊重され、具体的な整合性が保たれることが必要です。

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」によって構成します。

なお、この計画の実効性を高めるため、必要に応じて行政各部門において、重点課題について部門別計画を策定することとします。



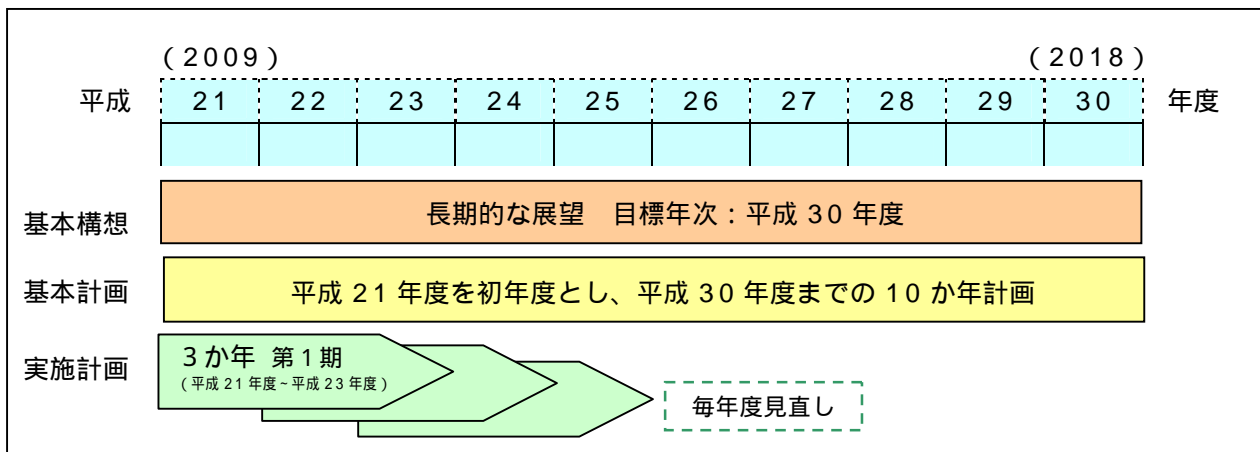
2 目標年次

基本構想は、本市の都市目標と将来像を明らかにし、それを実現するための基本的な考え方を施策の大綱として示します。目標年次は平成30年度です。

基本計画は、基本構想に基づきまちづくりの具体的な諸施策について、可能な限り長期的な財政計画との整合を図り、体系的な枠組みを示すもので、平成21年度を初年度とし、平成30年度を目標年次とする10ヵ年計画です。

実施計画は、基本計画において定めた諸施策をさらに年次的調整を加え、財源との整合など具体的な実効性のある計画として策定するものです。毎年度向こう3ヵ年の計画として見直しを行います。

総合計画の期間



第3 時代の潮流とまちづくりの主な課題

今、わが国の社会は、政治、経済、市民生活、地方行政などのあらゆる面において、大きく変化しています。こうした動きは、時代の潮流として、今後ますます加速することが予測され、まちづくりにおける様々な課題を提起しています。

このうち、まちづくりに関連するものを整理すると次のとおりであり、こうした点を充分踏まえ、計画の策定にあたります。

(1) 少子高齢化の進展

わが国は、平均寿命の伸長による高齢者の増加が見込まれ、平成 30 年には総人口の 28.6%が高齢者という超高齢化社会を迎えると予測されています。また、出生率の低下により少子化の傾向が続いており、合計特殊出生率は平成 17 年には 1.26 人で世界でも少子化の進んだ国のひとつとなっています。総人口は、既に減少局面に入り、平成 17 年をピークに今後徐々に減少していくと予測されています。

本市においては、計画期間中、総人口は緩やかに増加しますが、国ほどではないにしても、少子高齢化の流れは加速が予測されます。高齢者人口は平成 30 年には全人口の 22.3%になる見込みです。また、年少人口については、平成 24 年をピークにその後は減少すると予測しています。

このように本市も本格的な少子高齢化を迎える中で、高齢者福祉の充実とともに、高齢者が生き生きとした生活を送り、積極的に社会に参加していく環境づくりとともに、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる子育て支援に努めていますが、今後ともこうした取り組みを一層進めていくことが求められています。

(2) 環境に配慮した循環型社会への移行

これまでの大量生産・大量消費型の経済活動や生活様式により、地球の温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、酸性雨問題など、地球規模での環境問題が顕在化し、その問題の重要性が共通の認識となっています。その中で、日常生活から生じる廃棄物なども、地球環境問題に関連した重要で身近な問題として大きく取り上げられています。

本市は、平成 15 年に全国に先駆けて環境学習都市宣言を行うなど、積極的に環境問題に取り組んできましたが、平成 18 年 1 月にはこうした活動が評価され環境大臣より「環境・共生・参加まちづくり表彰」を受けています。現在、宣言の理念を実現していくため平成 17 年度に策定した新環境計画に基づき、エココミュニティ会議やパートナーシップ会議を組織するなど、環境学習・活動に取り組んでいます。

今後とも、市民、事業者、市それぞれが環境について深い認識を持ち、環境の保全と循環を基調とする持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

(3) 地方分権の進展

地方分権の進展により、地方公共団体の政策の自己決定権が拡大し、これまでも増して、自らの権限と責任のもとで、主体性、独自性を発揮し、地域の実情やニーズを踏まえた魅力あるまちづくりが可能となっています。

しかし、これを実施するための財源について、国は地方交付税の改革、国庫補助負担金の削減、税源移譲を一体で行う三位一体改革を行いました。国の財政状況が厳しいこともあり、充分確保されているとはいえません。一方、市民意識の変化に伴い、今後、市民ニーズはますます多様化し、増大することが予測されます。

こうした中で、本市においては、限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の高い行政運営を行うため、行政経営改革基本計画を策定し、取り組みを進めてきましたが、今後ともその着実な実施が求められています。また、まちづくりの主役である市民と市が目的を共有し、それぞれ役割を分担して取り組む「参画と協働」のまちづくりを一層推進する必要があります。

(4) ICTへの対応

ICT（情報通信技術）の飛躍的な発達と情報通信機器の多様化、普及により、容易に時間や場所を超えた情報の受発信が可能となる高度情報ネットワーク社会が到来し、人々の生活スタイルや経済活動など、社会のあり方全般に強い影響を及ぼしています。今後ともICTは想像を絶するスピードで進展し、情報の価値が高まる社会、いつでも、どこでも、何でも、誰でも、意識せずにICTを利用できるユビキタス社会が訪れるといわれています。

本市においては、行政事務の効率化、市民サービスの向上にICTを活用する「心かよう、開かれた電子自治体」の取り組みを進めてきましたが、平成17年度には他の地方公共団体のモデルとなり、地域情報化に多大の貢献をしたとして「平成17年度情報通信月間総務大臣表彰」を受けています。今後、情報セキュリティの強化や情報格差の解消などに的確に対応しつつ、教育、産業、文化、医療、福祉などの各分野で積極的にICTを活用し、まちの魅力を高める取り組みが求められています。

(5) グローバル化の進展

交通、情報通信手段の飛躍的な発達により、人、もの、資本、情報が国境を越えて行き交う地球規模での交流が進み、産業をはじめ、各分野においてグローバルスタンダード（国際基準）への対応が求められるとともに、環境問題などその解決に向けて国際社会が協調して取り組まなければならない状況も生じています。今後、国際交流は、地方公共団体や市民などの地域レベルにおいて、より身近な関係が築かれ、地域が世界と直接結ばれることから、その果たすべき役割はこれまで以上に重要になっていくものと考えられます。

本市では、アメリカのスポーケン市をはじめとする姉妹友好都市との交流など、市民団体による国際交流活動が定着しつつあります。また、市内には6,741人（平成19年12月31日現在）の外国人市民が生活し、公立の小中学校には221人（平成19年4月現在）の外国人児童・生徒が通っています。本市では、これまで「西宮市外国人市民施策基本方針」を策定し、外国人市民が地域社会の一員として安心して暮らせるよう啓発などの取り組みを進めていますが、今後とも、国籍や民族の違いをこえ、互いの人権や文化を認め、尊重し合う多文化共生の地域づくりが求められています。

(6) 生活圏の広域化

高速道路網や公共交通機関の整備、あるいは情報化の飛躍的な進展等が相まって、地理的、時間的な制約を超えて、人々の生活圏は拡大しています。

従来の地域間や行政境界にとらわれることなく交流が進み、既存の組織や活動の枠を超えた新たな結びつきや多様なネットワークが形成され、変化に富んだ日常生活が享受できるようになっています。

本市においては、行政面では近隣都市との連携を強化するとともに、こうした交流人口を呼び込み、まちの活性化と賑わいづくりに結びつけることが必要です。特に、産業面においては、これまで和洋菓子や日本酒などをテーマにイベントや事業などの都市型観光事業に取り組み、好評を博していますが、今後はさらに、阪神甲子園球場や西宮神社、酒蔵地帯などの観光資源を現在推進している都市型観光事業に結びつけ、内外への情報発信を図り、市内産業の振興を図る取り組みが求められています。

第4 まちづくりの基本目標

1 基本目標

本市は、美しい自然環境、整った教育・文化環境、良好な住環境、市民の活発な地域・文化活動、交通の利便性が相まって、豊かな文教住宅都市としての優れた特性を有しています。

本市は、これまで、このような特性を活かしたまちづくりを進め、その結果、阪神間の中核都市として着実な発展を遂げてきました。

今、人々は、物質的な豊かさより心の豊かさを、成長・拡大より生活の質の向上を求めています。環境、景観、文化などが醸し出すまちの雰囲気、都市の品格といったものが、まちづくりの重要な目標となっています。

また、文教住宅都市のイメージが、本市の都市イメージとして、市民の中に深く定着しています。

しかし一方で、こうしたまちづくりの方向については、本市の良さを静的に保全しているだけで、新しい刺激に乏しく、目指すべき方向がわかりにくいという考えもあります。

文教住宅都市を基調としつつ、中核市として一層の魅力あるまちを目指すために、また、地方分権が進展し、各自治体が地域の特性を活かした主体的なまちづくりを進めている中であって、はっきりとまちづくりの方向を示すことが大切となっています。

このため、私たちは、本市の有する特性を踏まえ、次のとおり基本目標を定めます。

人と人との出会いや温かいつながり、人と自然のふれあいなど多様なふれあいは人々に感動を呼び起こします。そして、感動の心は、また、新たなふれあいの創出につながります。「ふれあい」と「感動」が相まって、市民が輝き、市民生活がより豊かになり、まちの魅力が高まっていくのです。

このような考えの下に、私たちは、本市が長年培ってきた文教住宅都市としての特性により一層磨きをかけ、さらに、多様な魅力あふれるまち、誰もが住んでみたい、住み続けたいまちとして、この西宮を次の世代に引き継いでいく努力をします。

(基本目標)

ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮

2 将来のまちのイメージ

私たちは、「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」を都市目標とするまちづくりを進め、人と人との出会いやつながり、人と自然のふれあいなど多様なふれあいにあふれ、市民が輝いて暮らす、次のような西宮を実現したいと考えています。

(1) 市民一人ひとりが輝いて生きるまち

市民が主体的に、活発に地域活動やボランティア活動を展開するとともに、生涯学習やスポーツに親しみ、市政にも参画と協働するなど、市民一人ひとりが生きがいを持って、充実感あふれる日常生活を送るまちをつくりまします。

(2) 子どもたちの笑顔があふれるまち

子育て世代が夢と希望を持って子育てを楽しむとともに、子どもたちを見守る温かいまなざしの中で、子どもたちが自ら進んで学び、遊び、そして生き生きと成長し、まちのあちこちから子どもの歓声が聞こえるまちをつくりまします。

(3) みんなが安心して暮らせる安全なまち

増加する災害や危機、犯罪から市民の生命、財産を守るとともに、互いに支え合い、助け合う地域社会の中で、ユニバーサルデザインが行き渡った、高齢者や障害のある人などすべての市民が安心して安全に暮らせるまちをつくりまします。

(4) 水と緑ゆたかな美しいまち

六甲山系から北摂山系にかけての緑、大阪湾に面した御前浜(香櫨園浜)や甲子園浜、武庫川、夙川などの豊かな自然環境に親しむとともに、公園や街路樹、大学などの個性的な建築物やまちなみなどを楽しみながら憩えるまちをつくりまします。

(5) 人々が楽しく交流する元気なまち

豊かな自然や甲子園球場、西宮神社、大谷記念美術館など本市の魅力的な資源を来訪者が親しめるものとして発信することにより、多くの人々が西宮を訪れ、交流の輪が広がり、産業の活性化とともに、まち全体がにぎわう元気なまちをつくりまします。

第5 施策の大綱

5つの将来のまちのイメージとそれを具体化する施策との関連を示すため、それぞれのまちのイメージにふさわしいキーワードを定め、そのキーワードにより施策を括り、分野横断的に施策を推進します。

1. いきがい・つながり

文化や芸術・生涯学習・スポーツに親しめる環境づくり、社会教育の振興、人権意識や平和非核意識の醸成などにより、将来のまちのイメージ「市民一人ひとりが輝いて生きるまち」を実現します。

そのため、「いきがい・つながり」をキーワードとして、文化・芸術分野、生涯学習分野、人権・平和分野などが連携・協力しながら、各施策を推進していきます。

【施策】

人権問題の解決	男女共同参画社会の実現
多文化共生社会の構築と国際交流の推進	平和施策の推進
市民活動の支援	生涯学習の支援
公民館・図書館機能の充実	芸術・文化の振興
スポーツ・レクリエーション活動の推進	

2. すこやか・はぐくみ

次代を担う子どもが健やかに成長できるような環境の整備、学校教育のさらなる充実や家庭教育の支援などにより、将来のまちのイメージ「子どもたちの笑顔があふれるまち」を実現します。

そのため、「すこやか・はぐくみ」をキーワードとして、教育分野と福祉分野などが連携・協力しながら、各施策を推進していきます。

【施策】

子育て支援の充実	家庭教育の支援と青少年の健全育成
学校教育の充実	信頼される学校づくり
計画的・効率的な学校施設運営	

3. あんしん・あんぜん

あらゆる災害や事件から市民の生命と財産を守る防災・防犯体制の確立、交通安全、バリアフリー化、少子・高齢化やライフスタイルの多様化などの社会的状況の変化や地域特性に対応した環境の整備、地域で支えあいながら暮らしていくことができる地域福祉の充実などにより、将来のまちのイメージ「みんなが安心して暮らせる安全なまち」を実現します。

そのため、「あんしん・あんぜん」をキーワードとして、防災・防犯分野、都市整備分野、福祉分野、保健・医療分野などが連携・協力しながら、各施策を推進していきます。

【施策】

地域福祉の推進	高齢者福祉の充実
障害のある人の福祉の充実	生活自立の援助
健康増進と公衆衛生の向上	医療サービスの充実
医療保険・医療費助成・年金制度の安定	災害・危機に強いまちづくり
消防・救急救助体制の充実	道路の整備
公共交通の利便性向上	水の安定供給
下水道・河川の整備	良好な住宅・住環境の整備
交通安全対策と駐車対策	防犯対策の推進
消費生活の安定と向上	

4. うるおい・かいてき

豊かな自然環境の保全や育成、環境への負荷の少ない資源循環型社会への転換、都市景観に配慮した、魅力的な市街地の形成などにより、将来のまちのイメージ「水と緑ゆたかな美しいまち」を実現します。

そのため、「うるおい・かいてき」をキーワードとして、環境分野と都市分野などが連携・協力しながら、各施策を推進していきます。

【施策】

環境学習都市の推進	緑の保全と創造
資源循環型社会の形成	快適な生活環境の確保
美しい都市景観の形成	魅力的な市街地の形成

5 . にぎわい・そうぞう

地域資源を活かしてまちの活性化や、多様化する消費者ニーズへの対応に努めるとともに、大学との交流などにより、将来のまちのイメージ「人々が楽しく交流する元気なまち」を実現します。

そのため、「にぎわい・そうぞう」をキーワードとして、産業分野や学術分野などが連携・協力しながら、各施策を推進していきます。

【施策】

大学との連携・交流

産業の振興

都市農業の展開

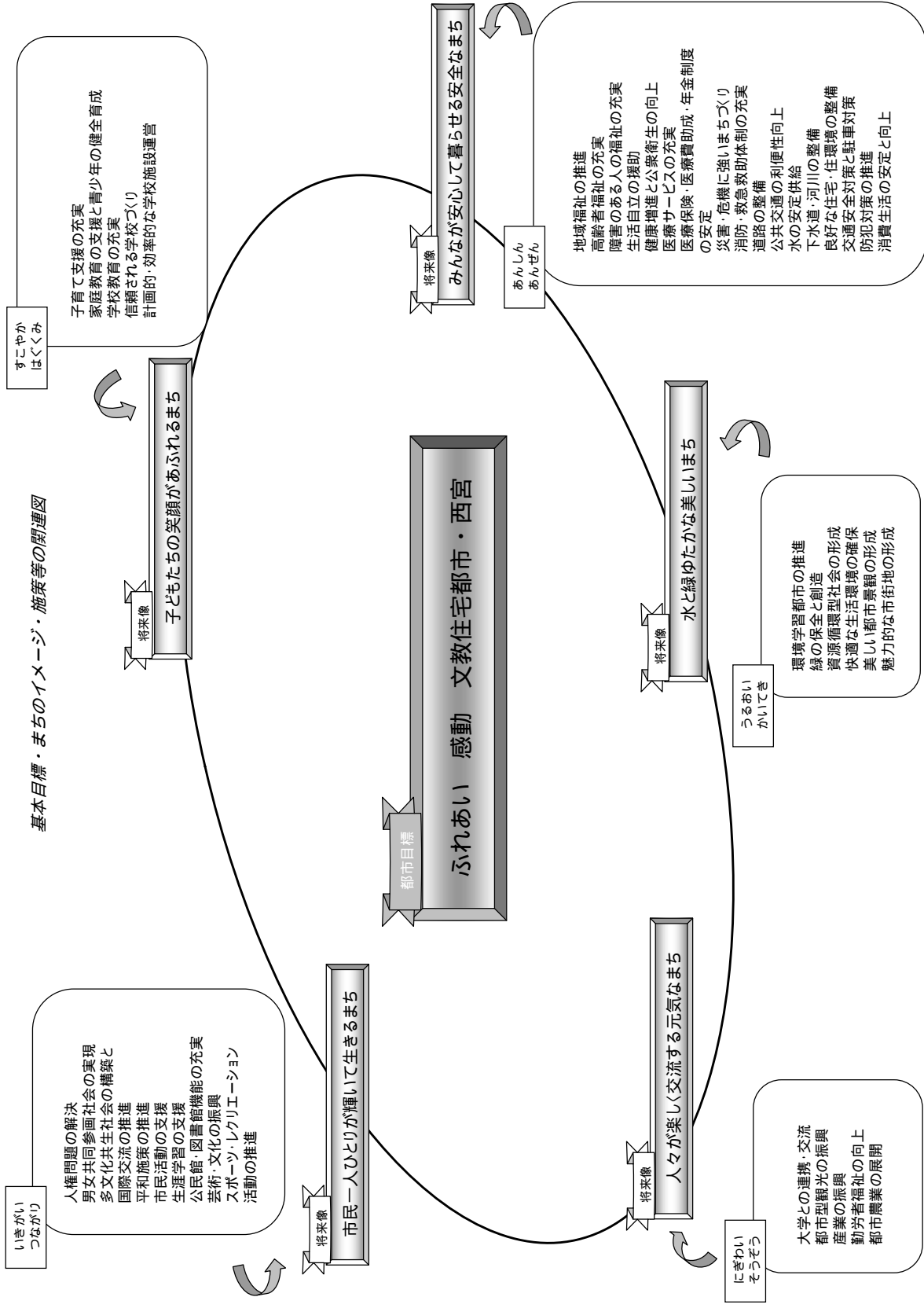
都市型観光の振興

勤労者福祉の向上

基本目標・まちのイメージ・施策等の関連表

都市目標	将来像（＝政策目標）	政策名	施策名
基本構想 第4章1 基本目標	基本構想 第4章2 将来のまちのイメージ	基本構想 第5章 施策の大綱	
ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮	市民一人ひとりが輝いて生きるまち	いきがい つながり	人権問題の解決 男女共同参画社会の実現 多文化共生社会の構築と国際交流の推進 平和施策の推進 市民活動の支援 生涯学習の支援 公民館・図書館機能の充実 芸術・文化の振興 スポーツ・レクリエーション活動の推進
	子どもたちの笑顔があふれるまち		すこやか はぐくみ
	みんなが安心して暮らせる安全なまち	あんしん あんぜん	地域福祉の推進 高齢者福祉の充実 障害のある人の福祉の充実 生活自立の援助 健康増進と公衆衛生の向上 医療サービスの充実 医療保険・医療費助成・年金制度の安定 災害・危機に強いまちづくり 消防・救急救助体制の充実 道路の整備 公共交通の利便性向上 水の安定供給 下水道・河川の整備 良好な住宅・住環境の整備 交通安全対策と駐車対策 防犯対策の推進 消費生活の安定と向上
	水と緑ゆたかな美しいまち		うるおい かいてき
	人々が楽しく交流する元気なまち	にぎわい そうぞう	大学との連携・交流 都市型観光の振興 産業の振興 勤労者福祉の向上 都市農業の展開

基本目標・まちのイメージ・施策等の関連図



第6 総合計画の実現に向けて ~ 参画と協働の社会の実現と行政マネジメントの推進 ~

地方分権時代においては、これまで以上に市民との連携と協力が重視され、また、市の責任領域の明確化と市民との関係における適切な役割分担が不可欠となります。

また、社会経済状況の変化に対応して、これまでの行政運営の仕組みそのものを改革するとともに、施策・事業の展開にあたっては、選択と集中による戦略的な取り組みが大切です。

1 参画と協働の社会の実現

(1) 西宮市における参画と協働の考え方と目指す方向

これからの市民と市の関係は、「個人の自主性・自立性を尊重しながら、個人で解決できないことは家庭で、家庭で解決できないことは地域で、地域での解決が困難であったり、解決できないことは市が補完する」という考え方が基本となります。その際には、市民と市は、お互いの信頼関係のもとにまちづくりを進めていくとともに、それぞれが有する情報を共有することが重要となります。また、本市におけるあるべき姿は、市民自らが「まちづくりの担い手である」という意識で行動できるような環境や仕組みが整っていることだと思われまます。

今後は、市としての責務を果たしつつ、幸せな市民生活の実現のための環境・仕組みづくりを行う市と、まちづくりの主役である市民が目指すべき都市目標を共有し、それぞれの役割分担のもとに取り組む「参画と協働の社会」を目指していきます。

(2) 市民と市の役割分担

市民の役割

市民は、参画と協働によるまちづくりに自主的かつ積極的に関わるとともに、地域の身近な問題を自らのこととして考え、お互いに力を合わせて解決していく役割があります。

また、事業者には、地域を構成する一員としての役割があり、社会に対する貢献が期待されます。

市の役割

市は、市民の多様な声を考慮して市政を運営するために、市政への参画と協働の機会を確保するよう努めなければなりません。

また、まちづくりの担い手である市民が、個々の能力を十分発揮しまちづくりに取り組めるよう、そのための環境・仕組みづくりを進めます。

2 行政マネジメントの推進

社会の成熟化が進む中で、人々の価値観も大きく変化・多様化し、市民ニーズは増加し続けています。しかし、行財政運営を取り巻く環境が厳しさを増す中で、すべてのニーズを同時に充足することは大変困難になっています。そこで、市民の視点から限られた経営資源を最も効率よく有効に活用し、最小の経費で最大の効果を生み出すため、行政運営の改革を進めます。

また、施策・事業の展開にあたっては選択と集中による戦略的な取り組みを進めます。

(1) 行政経営を進めるための仕組みづくり

行政評価システムを活用した事業の立案から評価に至るまでの過程（マネジメントサイクル）の構築、目指すべき目標を実現させるための組織改革や定員管理、一部の予算編成等の行政内部の権限移譲等を通じ、市民満足度の高い、効率的で柔軟な行政マネジメントシステムの確立に取り組みます。

(2) 選択と集中による戦略的な取り組み

行政評価を中核とした行政マネジメントシステムを確立し、施策の優先度付けや資源の効率配分、事業の取捨選択などの戦略的な取り組みを進めます。